

横浜市旭区地区センター指定管理者の指定に関する要綱

制 定 平成 20 年 6 月 23 日 旭地振第 457 号（区長決裁）

一部改正 平成 22 年 3 月 31 日 旭地振第 1956 号（区長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市地区センター条例（昭和 48 年 6 月 20 日条例第 46 号）第 5 条に規定する地区センターの指定管理者の指定を、公平かつ適正に実施するための手続きを定めるものである。

（指定管理者の選定）

第 2 条 旭区長（以下「区長」という。）は、指定管理者に応募したものの中から地区センター指定管理者の選定を行うものとする。

2 区長は、指定管理者の選定に当たっては、あらかじめ第 5 条に定める横浜市旭区地区センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見を聴くものとする。

（指定管理者の選定基準）

第 3 条 区長は、指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を総合的に判断して行うものとする。

- (1) 地域コミュニティの醸成や地域連帯意識の形成に寄与する等地区センターの設置理念に基づく運営が図られること。
- (2) 地域ニーズに合わせた事業が実施できること。
- (3) 施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 指定期間中安定した管理運営を行うことのできる実績及び能力を有していること。

（申請書類）

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、あらかじめ定められた期日までに、次の書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 当該地区センターに関する業務の収支計画書
- (4) 宣誓書
- (5) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- (6) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (7) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (8) 法人にあつては、法人税・消費税及び地方消費税等の納税証明書（過去 3 年分）
- (9) 決算書類（貸借対照表、損益計算書）
- (10) 現在の組織、人員体制を示す書類（就業規定・給与規定、人員表等）
- (11) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（選定委員会）

第 5 条 旭区における地区センターの指定管理者の選定を公平かつ適正に実施するため、選定委員会を置く。

2 選定委員会の委員は、区長が委嘱する。

3 選定委員会は、指定管理者の選定に関し、区長に必要な意見を述べるものとする。

4 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(選定結果の通知)

第6条 区長は、第2条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

(指定管理者の報告)

第7条 区長は、指定管理者を選定したときは、市民局長へ報告するものとする。

(指定管理者の指定)

第8条 区長は、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該議決に係る被選定者を指定管理者に指定する。

2 区長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を公告しなければならない。

(指定の取消等)

第9条 区長は、次に掲げる場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者の管理業務又は経理状況に関する報告若しくは実地調査に基づく必要な指示に従わないとき。

(2) 指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

(協定の締結)

第10条 指定管理者に指定されたものは、区長と地区センターの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 利用の許可等に関する事項

(3) 第4条第1項第2号の事業計画書に記載された事項

(4) 利用料金に関する事項

(5) 本市が支払うべき経費に関する事項

(6) 減免の取り扱いに関する事項

(7) 管理業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

(8) 利用状況及び事業報告に関する事項

(9) 業務評価に関する事項

(10) 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項

(11) その他区長が必要と認める事項

附 則

この要綱は、平成20年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。